



曾我事務所ニュース

誤解が多い同一労働同一賃金

同一労働同一賃金といえば、誰でも「同じ仕事なら同じ賃金」と思います。今回問題になっているのは、正社員とパートや契約社員などの非正規労働者との間の不合理な格差です。分かりやすいのは手当です。パートだからと言って通勤手当を支給しないということは通らなくなってしまいました。従って、経営者の方はこの際様々な手当の目的、主旨、性質を明確にし、不合理な格差があるかどうかチェックする必要があります。なお、私が注目しているのは、非正規労働者に対する説明義務を明確にしたことです。パートには賞与がなくても不合理でないという最高裁判決が出ました。しかしこれは極めて特殊な事情がありました。単純に非正規だからと言って賞与を支払わなくていいということになりません。

諸手当について疑問の方はお気軽に私のところへご相談ください。

低い請負代金では残業代も支払えない 値決めで妥協せず根拠を持って請求を

残業時間は、ひと月あたり100時間未満（複数月では80時間）が限度になりました。ところが、運転手、建設業、医師はこの規制が2024年まで伸びました。特に運送業、建設業では重層的下請け構造が全く変わらず、下請けと下請け労働者にしわ寄せがきています。労働基準監督署で、「元請けが安い請負価格を押し付けてくるから残業代を支払うことは困難だ！」と訴えても、監督官は「その元請けの会社名を教えてください。公正取引委員会を紹介します。」という始末です。運送業でも似たような事例が見受けられます。国土交通省も定期的かつ固定的な情報交換を勧めています。「売り上げは全てを癒す」と言われておりますので、根拠を持って正当な価格設定をしていただきたいと思います。

〒262-0033
 千葉市花見川区幕張本郷1-2-24 幕張本郷相葉ビル702
 TEL : 043(275)1757 / FAX : 043(275)1758
 E-mail: soga@sogaoffice.jp (曾我宛)
 :srsogat@sogaoffice.jp (事務所宛)
 ホームページアドレス: <http://www.sogaoffice.jp>
 緊急連絡・ご意見は、所長携帯090(4129)4617まで



社会保険労務士 曾我 浩
 行政書士

健康保険料、3月(4月納付分)から変更！（協会けんぽ）

協会けんぽでは、毎年3月分（4月納付分）から健康保険料、介護保険料の見直しが行われています。

～主な支部の健康保険料率は、以下のとおりです～

千葉：9.75% ⇒ **↑9.79%** 東京：9.87% ⇒ **↓9.84%**
埼玉：9.81% ⇒ **↓9.80%** 神奈川：9.93% ⇒ **↑9.99%**
茨城：9.77% ⇒ **↓9.74%**

※介護保険料率は、1.79%から**1.80%**に引き上げられます。



令和3年度の年金額は、昨年度から0.1%マイナス改定です！

令和3年度の年金額は、物価変動率が0.0%、賃金変動率が-0.1%だったため、令和2年度からは**0.1%の引き下げ**となりました。

（物価変動率が0%以上で賃金変動率が下落した場合、これまでは据え置きでしたが、平成3年度からの改正により、賃金変動率を用いることになりました。）

なお、スライド調整率は-0.1%でしたが、翌年度以降に繰り越されます。

○令和3年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例

	令和2年度（月額）	令和3年度（月額）
国民年金 （老齢基礎年金(満額)：1人分）	65,141 円	65,075 円 （▲66 円）
厚生年金 （夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	220,724 円	220,496 円 （▲228 円）

※国民年金の支給額は満額受給している方です。

※厚生年金の支給額は、平均的収入(平均標準報酬43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

令和3年度、労災保険料率（変更なし）

労災保険料率は、原則3年ごとに改定が行われます。
前回の改定が平成30（2018）年でしたので、通常であれば
次回は令和3年4月に改定が予定されていましたが、見送られました。



中途採用者比率の公表義務

労働者数**300人超**の大企業は、中途採用により雇い入れられた者の割合を定期的に公表することが義務化されます。施行日は、令和3（2021）年4月1日施行と定められました。
おおむね1年に1回以上、直近の3事業年度について、インターネット等により、求職者等が容易に閲覧できるように行わなければならないこととされました。